

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	業務量調査等業務委託
担当部・課名	総務部 行財政構造改革推進室
契約相手方の名称 (商号)及び所在地	株式会社ガバメイツ 愛媛県松山市三番町4-9-5
契約金額(税込)	3,300,000円
契約締結日	令和5年6月22日
契約期間	契約締結日 ~ 令和6年3月31日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき<input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき
随意契約理由	<p>本業務は、今後の本市のBPRを進めるうえで必要な業務のICT化等を行うため、本市で実施している全業務の処理状況を調査・分析するものである。このため価格だけでなく、調査実施に伴う職員の負担軽減や今後のBPRにつなげる創意工夫が必要であることから、「業務量調査等業務委託に係る阪南市プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により専門的なノウハウのある事業者の選定を行った。</p> <p>同選定委員会では、上記契約相手方が本業務の目的・趣旨を踏まえた企画内容を提案していることなどが高く評価できるとし、本業務の受託候補者の最適者として選定した。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	第22回全日本ビーチバレージュニア男子選手権に係る 運営業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会 大阪市浪速区難波中2丁目7-25 ナンパビル304
契約金額(税込)	1,150,000円
契約締結日	令和5年6月9日
契約期間	令和5年6月9日～令和5年8月30日
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>全日本ビーチバレージュニア男子選手権の開催には、公式ルールに基づいた大会運営(選手募集、予選大会運営、荒天等による試合中断等の不測の事態に対する迅速かつ公正な対応等も含む)、及び事故の未然防止や事故が発生した場合に備えて、迅速な対応を行える体制整備等、出場選手への安全対策を確実に行わなければならない。</p> <p>これらの業務については、競技に関する専門知識、ノウハウ、経験、および周辺施設などの開催地に関する知識が不可欠であり、これらすべてを兼ね備えた組織が大会運営を行う必要がある。</p> <p>上記の業務を実施できるのは、(公財)日本バレーボール協会、同協会に加盟する大阪府バレーボール協会、大阪高等学校体育連盟バレーボール専門部で組織される「全日本ビーチバレージュニア男子選手権実行委員会」しかないので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本実行委員会と随意契約するものである。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	箱作海水浴場管理運営業務委託
担当部・課名	未来創生部 まちの活力創造課
契約相手方の名称（商号）及び所在地	箱作海水浴場管理組合 大阪府阪南市箱作3341
契約金額（税込）	850,000円
契約締結日	令和5年6月1日
契約期間	令和5年6月1日～令和5年9月15日
根拠規定（地方自治法施行令第167条の2第1項）	<p>■ 第2号</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき<input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき<input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき<input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき<input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき<input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき<input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定 <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>箱作海水浴場開設にあつては、大阪府遊泳場条例等に基づく各種手続や水質調査を行うとともに、監視台、休憩台、サメ防護用ネット及びオイルフェンス等の遊泳者の安全対策設備を海水浴場内に設置しなければならない。これらの業務については、本海水浴場やその周辺海域の専門的な知識を有した者が確実に実施すべきであり、また、万一の水難事故等に備え、捜索・救助活動等を迅速に行うことができる体制を整備しておく必要がある。</p> <p>以上のような理由により、本業務を委託できるのは箱作海水浴場管理組合において他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金システム構築業務委託	
担当部・課名	健康福祉部 市民福祉課	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	株式会社 南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜4丁目2番22号	
契約金額（税込）	8,641,710 円	
契約締結日	令和5年6月1日	
契約期間	契約締結の日 ~ 令和6年3月31日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務の履行に当たっては、現行住民情報システムのデータの利用やシステムの内容把握を要するが、同システムを導入・構築し、及び保守している株式会社南大阪電子計算センター以外の事業者では、万が一、システムにトラブルが生じた場合、責任の所在が不明確になり著しく支障をきたすため、本委託業務で対応できるのは、同社しかない。 以上のような理由により、本業務を委託できるのは株式会社南大阪電子計算センターにおいて他になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行う。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	鳥取東中学校トイレ改修等Ⅰ期工事監理業務委託
担当部・課名	都市整備部都市整備課
契約相手方の名称(商号)及び所在地	株式会社上坂設計 大阪府大阪市北区太融寺町3番24号
契約金額(税込)	4,334,000円
契約締結日	令和5年6月19日
契約期間	契約締結日から令和6年3月29日まで
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p>■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p><input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>工事監理業務は、設計内容を工事業者に指導、伝達等を行い、設計図書のとおり施工されていることを監理しなければなりません。</p> <p>また、設計図書に定められた限られた期間内に工事を進めていかなければならず、現場で発生する当初想定し得ない様々な問題や変更についても迅速に対応しなければなりません。設計者と監理者が異なると、工事が進捗する中で、監理者が設計図書の意図等を迅速に把握し、かつ工事業者に対し、十分な指導等を行うことは困難であることから、円滑な業務遂行に支障をきたすおそれがあります。</p> <p>したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、本工事の設計者である株式会社上坂設計と随意契約を行うものであります。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	令和5年度市内美化一般廃棄物等処分業務委託	
担当部・課名	都市整備部 河川農水課	
契約相手方の名称(商号)及び所在地	阪南環境事業協同組合 理事長 古田 能継 大阪府阪南市自然田1104	
契約金額(税込)	3,065,700円	
契約締結日	令和5年 6月14日	
契約期間	契約締結日 ~ 令和5年8月10日	
根拠規定 (地方自治法施行令第167条の2第1項)	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であつて、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	美化活動に伴い収集された大量の一般廃棄物が、一時仮置き場に長期に保管されることは、周辺環境に及ぼす影響が多いことから、市として、これら空き缶などを短期間に処理を行うことが、本事業を行うに当たり最優先事項と考える。「阪南環境事業協同組合」は阪南市で唯一、専用車輛たるパッカー車を保有し、一般廃棄物の収集運搬許可業者により構成され、機動力に優れているため、本業務の委託先はここにおいてほかにない。 したがって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とする。

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	阪南市立学校給食センター改修事業設計施工
担当部・課名	生涯学習部・学校給食センター
契約相手方の名称(商号)及び所在地	大末建設・日本土木建設特定建設工事共同企業体 代表者 大末建設株式会社 大阪本店 大阪府大阪府中央区久太郎町2-5-28
契約金額(税込)	1,430,660,000円
契約締結日	令和5年6月12日
契約期間	議会議決の日～令和6年12月28日
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項)	<p>■ 第2号</p> <p><input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき</p> <p><input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 国(公社及び公庫を含む)、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき</p> <p><input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき</p> <p>■ プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定</p> <p><input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買い入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買い入れる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき</p> <p><input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき</p>
随意契約理由	<p>本業務は、学校給食センター改修工事について、厨房機器が建築設備の配置等に影響が大きいいため、設計と施工を一括して行う整備手法であるデザインビルト方式として、設計段階より厨房機器等に関して配置技術者の体制や業務提案を受け選定する必要があるため、「阪南市立学校給食センター改修事業設計施工公募型プロポーザル選定委員会」を設置し、公募型プロポーザル方式により事業者の選定を行うこととしました。</p> <p>同選定委員会において審査及び評価を行い、上記契約相手方を本業務に最も適する者として選定しました。</p> <p>以上の理由により、上記契約相手方と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行います。</p>

(様式1)

随意契約案件及び理由書

契約案件名	旧東鳥取幼稚園周辺境界確定業務委託	
担当部・課名	生涯学習部 生涯学習推進室	
契約相手方の名称（商号）及び所在地	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会 大阪市中央区船越町1丁目3番6号フレックス大手前	
契約金額（税込）	¥2,860,000.	
契約締結日	令和5年6月12日	
契約期間	令和5年6月12日 ~ 令和6年3月31日	
根拠規定 （地方自治法施行令第167条の2第1項）	■ 第2号 <input type="checkbox"/> 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができないものであるとき ■ 特殊の性質を有するため若しくは特別の目的があるため物品の買入れ先が特定されているとき又は特殊の技術を必要とするとき <input type="checkbox"/> 試験のため工作及び製造をさせ、又は物件の買入れをするとき <input type="checkbox"/> 市の行為を秘密にする必要があるとき <input type="checkbox"/> 国（公社及び公庫を含む）、他の地方公共団体、その他公共的団体と直接契約を締結するとき <input type="checkbox"/> 学術又は技芸の保護奨励のため、必要な物件を売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 土地、建物、林野又はその産物等を特別の理由のある者に売払い又は貸し付けるとき <input type="checkbox"/> 運送又は保管をさせるとき <input type="checkbox"/> プロポーザル方式により、当該業務等の履行に最も適した受注候補者を特定	
	<input type="checkbox"/> 第3号又は4号 障がい者支援施設等において製作された物品を買入れる場合、同施設等、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける場合、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合	
	<input type="checkbox"/> 第5号 天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって、競争入札に付する暇がないとき	
	<input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要がある。 契約相手方の協会は、官公署による不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、またはその登記の嘱託若しくは申請等を適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として設立され、法制化（土地家屋調査士法第63条及び64条）されている、唯一の公益法人であり、本業務の条件に最適な人選を行い、万一、損害賠償の請求を受けた場合の損害補償については「損害賠償責任保険」により補償し、紛争等についても協会が処理することができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会と随意契約するものである。